

届出が必要な加算等及び添付書類(訪問型サービス)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、ご確認ください。
- ・第1号支給費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)及び第1号支給費算定に係る体制状況一覧表(別紙1-4)の他に次の添付書類を提出してください。

届出が必要な加算等	添付書類	既存事業所における届出状況別の取扱い
高齢者虐待防止措置実施の有無		届出がない場合は「1.減算型」とみなす。
同一建物減算	・同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上 →訪問介護、訪問介護サービスにおける同一建物減算に係る計画書(別紙10)	届出がない場合は「1.非該当」とみなす。
特別地域加算		
中山間地域等における小規模事業所		
口腔連携強化加算	・口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)	届出がない場合は「1.なし」とみなす。
介護職員処遇改善加算	※ホームページを参照	
介護職員等特定処遇改善加算		
ベースアップ等支援加算		
LIFEへの登録		
割引	・指定居宅サービス事業者等による介護給付の割引に係る割引率の設定について(別紙51)	

空欄の箇所については、令和6年3月の情報を引き継ぎます。

